

御代田町営駐車場使用上の注意事項

1. 御代田駅西駐車場は、毎年4月1日から翌年3月31日までの一年を単位とする契約駐車場です。
2. 駐車区画は、使用許可書で通知した番号の区画をご使用ください。（他の方の迷惑になりますので、間違えないようにしてください。）
※自己の区画に不当に他の車両が駐車していた場合には、ナンバーと車種を記録して、企画財政課までお知らせください。不当に駐車していた車両の所有者等を調査し、必要な措置を講じます。
2. 駐車場やその設備を破損・汚損しないよう注意してください。また、万が一汚損または破損してしまった場合には、速やかに企画財政課財政係までご報告下さい。
3. 降雪時の駐車場内の除雪については、町道等の除雪計画の2次出動（10cmの積雪）基準を目安に除雪を行う予定ですが、道路の除雪が最優先となりますのでご承知おきいただき、時間に余裕を持ってお出かけ下さい。
4. 一時的に停電等によりカーゲートが機能しなくなる場合がありますが、復旧までご協力ください。
5. 定期駐車券紛失等の場合は、再発行できますが有料となります（再発行：1,000円）。また、契約期間満了後は返却してください。
6. 禁止された行為を行った場合や管理上の必要な町の指示に従わない場合、駐車場の使用停止をすることがあります。この場合、既に納付のあった使用料は還付いたしません。
7. 駐車場は24時間使用できます。ただし、補修工事等で駐車場の一部又は全部の使用を停止させる場合もあります。
8. 駐車場の使用を中止しようとするときは、「使用中止申請書」によりその旨を申し出てください。この場合、使用の中止を決定した翌月以降の使用料を還付いたします。

御代田町営駐車場条例（抜粋）

（使用決定者の遵守事項）

第 14 条 使用者は、駐車場内において次の各号の事項を守らなければならない。

- （1）火気に注意し、発火性又は引火性の物品等を持ち込まないこと
- （2）安全な運転に努めること。
- （3）指示された区画内に整然と駐車すること。
- （4）盗難防止に努め、貴重品を車内に置かないこと。
- （5）前各号に規定するもののほか、町長の指示に従うこと。

（損害の賠償）

第 15 条 駐車場又はその附属する設備を破損し、又は汚損した者は、その損害を賠償しなければならない。

- （1）町長の責によらない理由又は前条の規定に違反したことにより、使用者が第三者に与えた損害については、使用者がその責を負わなければならない。
- （2）町長は、駐車中の自動車又は積載物について天災、地変、火災、盗難等町長の責によらない原因で生じた損害についてはその責を負わない。

（禁止行為）

第 16 条 駐車場内において何人も次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- （1）物品を販売する行為
- （2）公の秩序又は善良な風俗を乱す行為
- （3）他の自動車の駐車又は往来を妨げる行為
- （4）駐車場又はその附属する設備を破損又は汚損する行為
- （5）前各号のほか駐車場の管理上不相当と認める行為

御代田町 企画財政課 財政係 Tel0267-32-3112 内線 145
--